

富士市都市計画提案制度手続要綱

平成25年9月12日
()
告示第153号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく都市計画の決定又は変更に係る提案（以下「計画提案」という。）の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第2条 法第21条の2第3項の規定により計画提案を行おうとする者（以下「計画提案者」という。）は、計画提案を行おうとするときは、事前に計画提案事前相談申出書（第1号様式）を市に提出し、相談を申し出るものとする。

2 市は、前項の相談の申出があったときは、計画提案者に対し、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容、手続、留意事項等について説明、助言及び情報提供を行うものとする。

(土地所有者等及び周辺住民等への説明)

第3条 計画提案者は、計画提案を行おうとするときは、当該計画提案に係る都市計画の素案について土地所有者等（法第21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）及び当該計画提案の対象となる区域の周辺住民等（以下単に「周辺住民等」という。）に説明を行うものとする。

(提出書類等)

第4条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第13条の4第1項に規定する提案書の様式は、都市計画提案書（第2号様式）によるものとする。

2 省令第13条の4第1項第1号の都市計画の素案は、次に掲げる図書によるものとする。

- (1) 計画提案説明書（第3号様式）
- (2) 総括図（縮尺2万5,000分の1以上の都市計画図）
- (3) 計画図（縮尺2,500分の1以上の地形図）
- (4) 土地所有者等及び周辺住民等説明調書（第4号様式）
- (5) 周辺環境等配慮事項調書（第5号様式）
- (6) その他市長が必要と認める資料

3 省令第13条の4第1項第2号に規定する書類の様式は、土地所有者等及び同意一覧表（第6号様式）及び同意書（第7号様式）によるものとする。

4 省令第13条の4第1項第3号に規定する書類は、次に掲げる書類によるものとする。

- (1) 土地所有者等による計画提案にあつては、計画提案者が所有権又は借地権（法第21条の2第1項に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有することを証する書類及び公図の写し
- (2) まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社による計画提案にあつては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為
- (3) まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして省令で定める団体による計画提案にあつては、省令第13条の3第1号イ又はロに該当することを証する書類及び誓約書（第8号様式）

5 省令第13条の4第2項に規定する書面の様式は、事業概要等説明書（第9号様式）によるものとする。

（計画提案の補正等）

第5条 市は、計画提案が法に規定する要件を満たさないときは、当該計画提案の補正を求めようとするものとする。

2 計画提案者が前項の規定により補正を求められた日から起算して3月以内に補正に応じないときは、市は、当該計画提案に係る手続を中止するとともに、当該計画提案者に計画提案手続中止通知書（第10号様式）を送付するものとする。

（計画提案に対する判断）

第6条 法第21条の3の規定による判断（以下「計画提案に対する判断」という。）は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 法第13条（第1項第1号から第6号までを除く。）に定める基準その他の法令に基づく都市計画に関する基準に適合したものであること。
- (2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合したものであること。
- (3) 市の都市計画に関する基本的な方針に適合したものであること。
- (4) 土地所有者等及び周辺住民等との調整が整い、おおむね賛同が得られていること。
- (5) 周辺環境等への配慮がなされていること。
- (6) その他市長が必要と認める基準に適合していること。

2 市は、計画提案に対する判断を行うに当たっては、必要に応じてあらかじめ富士市土地利用対策委員会の意見を聴くものとする。

(都市計画の決定又は変更の手續等)

第7条 市は、計画提案に対する判断により都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、計画提案採用通知書（第11号様式）により、計画提案者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市は、当該計画提案に係る都市計画の決定又は変更の案の作成に必要な資料の提供及び説明について計画提案者に協力を求めることができる。

3 市は、計画提案に対する判断により都市計画の決定又は変更をする必要がないと認めるときは、計画提案不採用通知書（第12号様式）により、計画提案者に通知するものとする。

4 市は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ富士市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。この場合において、審議会から計画提案に対する判断が適当でない旨の意見があったときは、市は、再度計画提案に対する判断を行うものとする。

(意見書の提出等)

第8条 計画提案者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して60日以内に市に意見書（第13号様式）を提出することができる。

2 市は、前項の意見書が提出されたときは、当該意見書を審議会に提出し、意見を聴いた上で再度計画提案に対する判断を行い、都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは意見書に係る計画提案採用通知書（第14号様式）により、都市計画の決定又は変更をする必要がないと認めるときは意見書に係る計画提案不採用通知書（第15号様式）により、計画提案者に通知するものとする。

3 計画提案者は、前項の意見書に係る計画提案不採用通知書を受けたときは、市に意見書を再度提出することができない。

(計画提案の取下げ)

第9条 計画提案者は、計画提案を取り下げるときは、法第17条第1項の規定による公告の日までに計画提案取下書（第16号様式）を提出するものとする。

2 計画提案者は、計画提案の内容の補正（軽微な補正を除く。）をするときは、前項の規定により取り下げた後に再度計画提案を行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。